

## 表一2) ①排出ガス測定

### 【説明】

公害防止協定値については、印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書(以下、協定書という)の第6条第1項に規定されています。

排出ガスにおいては有害物質とされているばいじん(ダスト)、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は、大気汚染の原因とされており、大気汚染防止法等によって排出濃度が規制されています。

公害防止協定値では大気汚染防止法を上回る厳しい基準を設定しております。

### 【有害物質への対応について】

- ・ ばいじん(ダスト) — 物の燃焼時に発生する固形物(すすや灰等)ですが、バグフィルターで99.9%以上捕集しています。
- ・ 硫黄酸化物 — 石油等の化石燃料が燃焼することで発生するもので、酸性雨の原因とされていますが、有害ガス除去装置により消石灰を噴霧して反応させ除去抑制しています。
- ・ 窒素酸化物 — 空気による燃焼過程を持つ施設では必ず発生し、光化学オキシダントを生成しますが、尿素水を噴霧することにより、抑制しています。
- ・ 塩化水素 — 塩化ビニル樹脂の焼却で発生し、水に溶けると塩酸になりますが、有害ガス除去装置により消石灰を噴霧して反応させ除去、抑制しています。

区 分	単 位	規制値	協定値	定量下限値	測定値(O <sub>2</sub> 12%換算値)						備 考 【測定方法】
					1号炉 H26.6.24	2号炉 H26.6.23	3号炉 H26.7.17	1号炉 H26.10.21	2号炉 H26.10.22	3号炉 H26.12.4	
ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.08	0.03	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS Z-8808
硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	ppm	1900	50	1	11	13	3	7.6	7.8	6.2	JIS K-0103
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	ppm	250	120	10	46	60	51	60	59	44	JIS K-0104
塩化水素(HCl)	ppm	430	80	10	27	46	11	34	30	14	JIS K-0107

※ NDは定量下限値未満を示しています。